

福祉総合情報システム専用端末管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉総合情報システムを利用するための専用端末機及び福祉総合情報システム専用のプリンタの管理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において、福祉専用端末及び福祉専用プリンタ(以下「福祉専用端末等」という。)はシステム管理者が調達したものをいう。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は福祉総合情報システム運用管理要綱(平成25年1月1日24川健企第297号)で使用する用語の例による。

(福祉専用端末の構成)

第3条 福祉専用端末は、次の各号に掲げる機器等で構成する。

- (1) ノート P C
- (2) A C アダプタ
- (3) マウス

2 システム管理者は必要に応じて、福祉専用端末用バーコードリーダーを配布する。

(福祉専用端末の利用者)

第4条 福祉専用端末は原則として、会計年度任用職員又は臨時的任用職員が使用する。ただし、窓口対応等、特定の用途で配置される福祉専用端末についてはこの限りではない。

(システム管理者の責務)

第5条 福祉専用端末等の管理にあたり、システム管理者は次の業務を行う。

- (1) 福祉専用端末等の調達及び障害対応を行うこと。

(2) 福祉専用プリンタのトナー及びドラムユニットの調達を行うこと。ただし、利用責任者が所管業務を外部の民間事業者等に委託する場合において、その民間事業者等が使用する福祉専用プリンタに係るトナー及びドラムユニットを除く。なお、不足分について利用責任者が調達を行うことは妨げない。

(3) 福祉専用端末内のソフトウェアライセンス管理対応を行うこと。

(利用責任者の責務)

第6条 利用責任者は、次の業務を行う。

(1) 施錠等盗難防止策及び故障防止策を講じること。

(2) システム管理者に福祉専用端末等の設置台数を報告すること。

(3) システム管理者に福祉専用端末等の配置図を提出すること。

(4) 福祉専用端末等の設置場所までの通信及び給電配線の工事及びその維持管理を行うこと。

(5) 前号通信及び福祉専用端末等設置場所に係る配線図を適切に管理すること。

(持ち出しの禁止)

第7条 福祉専用端末等は設置場所以外に持ち出してはならない。ただし、業務上必要な場合などシステム管理者の承諾を得ればこの限りではない。

(不具合に対する対応)

第8条 福祉専用端末等について、動作不良等故障の疑いが生じた場合、利用責任者は、システム管理者に報告した上で、各保守管理会社に連絡する。

(破損に対する対応)

第9条 福祉専用端末等を破損した場合は、システム管理者に報告しなければならない。なお、利用者の不注意を起因として修繕料等の費用が発生した場合は利用責任者又は情報管理責任者の負担とする。

(保守点検への協力)

第10条 利用責任者は、福祉専用端末等の保守点検に協力しなければならない。

(福祉専用端末等の再配置)

第11条 利用責任者は福祉専用端末等の貸出及び増設について、情報管理責任者の同意を得て、福祉専用端末再配置申請書(第1号様式)によりシステム管理者に申請する。なお、貸出期間は1年以内とする。

2 利用責任者は人事異動等により福祉専用端末等の配置が不要となった場合は、情報管理責任者の同意を得て、福祉専用端末再配置申請書(第1号様式)により申請の上、システム管理者へ返却しなければならない。

3 福祉専用端末について、直近3箇月間にログイン等の使用履歴が確認できない場合、システム管理者は当該端末を直ちに回収し、再配置することができる。

4 福祉専用端末等の再配置等により、電源及びネットワーク接続等に関する工事を要する場合、当該工事は利用責任者及び庁舎管理者が行う。

(福祉専用端末の環境設定)

第12条 システム管理者以外の者は、福祉専用端末の環境設定を変更してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、システム管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の福祉総合情報システム専用端末管理要綱第 5 条第 1 項第 2 号の規定について、次の各号に掲げる事務処理センターの運用に係る委託契約の民間事業者等に対しては、現契約が満了するまでの間、なお従前の例による。

(1) 幼保無償化事務センター

(2) 川崎市子ども・子育て支援事務処理センター

(3) 保険事務センター